

宮崎県警察における被留置者の護送に関する訓令

平成3年8月23日

本部訓令第16号

本訓令は、被留置者の護送に関し、被留置者の処遇を全うしつつ、業務の適正かつ円滑な推進及び事故防止を図るため、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 護送の意義
- 護送の基本的な心構え

等である。